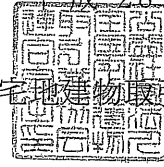


27 全宅連発政策 61 号

平成 28 年 3 月 15 日

都道府県協会長 殿

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



建築物の省エネ性能表示のガイドラインに基づく表示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、ご案内のとおり、平成 27 年 7 月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法) が公布されました。本法では、販売・賃貸事業者に対する建築物の省エネ性能の表示の努力義務が規定され、本年 4 月より施行されます。

この度、具体的な表示事項及び表示方法等について定めた「建築物の省エネ性能表示のガイドライン【正式名称：建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成 28 年国土交通省告示第 489 号)】が平成 28 年 3 月 11 日に公布(平成 28 年 4 月 1 日施行)されました。

つきましては、販売または賃貸する建築物について、本ガイドラインを参考に、省エネ性能の表示に向けた取組みを進めて頂きますよう、傘下会員方々にご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. プレスリリース資料「住宅・ビル等の省エネ性能表示のガイドラインを策定・公表しました」(平成 28 年 3 月 11 日)

【別添 1】 <パンフレット>住宅・ビル等の省エネ性能の表示について

【別添 2】 <参考資料>建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて

【別添 3】 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成 28 年国土交通省告示第 489 号)

2. 表示関連補助制度(平成 28 年度予算案)

※法律、表示制度又は補助制度等の詳細は国土交通省 HP「建築物省エネ法のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

をご参照ください。

《本件に関するお問合せ》

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 宮森課長補佐、岩田係長

Tel : 03-5253-8111 (代表) 内線 39464 直通 03-5253-8940

以 上